

当直事務説明会（刑事関係）

令和4年4月 刑事訟廷

第1 日直の一日

1 前日午後4時過ぎ

応援の管理職の方は必ず翌日の登庁の要否を確認してください。

○前日が開庁日の場合（刑事訟廷あて）

応援の管理職の方には、午後5時頃までに刑事訟廷より応援の要否を連絡していますが、繁忙のため連絡できない場合もあります。連絡がなかつたら刑事訟廷に確認してください。

○前日が閉庁日の場合（日直あて）

午後4時過ぎから午後5時までに検察庁から翌日の予定件数の連絡が入りますので、日直に電話して登庁の要否を確認してください。

2 日直当日

前日が開庁日の場合は、登庁後、身柄受理一覧表（※1）で当日の勾留請求の予定を確認してください。

なお、松戸支部の令状請求先はすべて松戸簡裁になります。

※前日が閉庁日の場合、検察庁の日直員から身柄受理一覧表の提供が可能である旨連絡がありましたら、お手数ですが検察庁へ受け取りに行ってください。

押送担当の警察官が、勾留通知先連絡票（※2）と被疑者国選弁護人選任請求書・資力申告書（※3）を持ってきます。

いずれの書面も勾留請求日より前に書かせることがほとんどなので作成日付けが勾留請求日と違うことがあります、そのまま受付をして構いません。

・・・・郵便が配送されます。

早ければ最初の勾留請求が来始めます。

最後の請求は ・・・・になることもあります。

検察庁も日直の人数が少ないこともありまとめて請求を持ってくることが多いので、当日の事件数などによっては裁判所から進捗状況を問い合わせて取りに行くこともあります。

〔昼食〕

この時間帯に勾留請求が来ることが多いので昼食は適宜早めにとらえるとよいと思います。 ・・・・

〔勾留請求の処理〕

勾留状等の起案が終わったものから順次裁判官に上げてください。裁判官がご自分の執務室にいる場合は、勾留請求や一般令状の処理が始まつたら当直室の令状裁判官室に来ていただくよう依頼してください。

〔被疑者の身柄呼出・勾留質問の順番〕

・裁判官から被疑者の身柄を呼ぶよう指示がありましたら、検察庁に連絡して身柄を押送してもらってください。この時に勾留質問をする順番も伝えることになります。

・順番は、

進捗状況によっては、

記録の整理・検察庁への記録送付を終了させてから他の事件の勾留質問を行うことも検討してください。

〔勾留質問〕

- ・勾留質問室に入室したら必ず施錠してください。勾留質問中は被疑者の動静に注意し、勾留質問終了後は被疑者が手錠をかけられるまで部屋を開錠しないでください。
- ・勾留質問室に備え置かれているゴム印は※4のとおりです。そのほかに被疑者が黙秘した場合などの勾留質問調書の記載例がデスクマットに挟んでありますので参考にしてください。
- ・被疑者に署名させる際は備え付けの先の尖っていないペンを使用してください。被疑者の手の届く場所に先の尖ったペン・朱肉など危険なものを近づけないようにしてください。
- ・被疑者入替用のチャイムがあります。次の勾留質問の準備ができたらチャイムを押せばよいので慌てずに処理してください。

〔接見等禁止決定〕

- ・接見等禁止決定の謄本認証は裁判官が決定原本に押印してからしてください。勾留質問室で押印される場合に同室に職印を持参してください。

- ・決定賄本は通常、被疑者に勾留質問の場で交付送達します。押送の警察官が気付かずに書類が置いたままにならないよう注意してください。
- ・被疑者が決定賄本の受領を拒否したときは勾留質問の場で交付しなくても結構です。その場合は休日明けに刑訟から郵便送達します。

■ ■ ■ ■ ■ 勾留質問終了後の事務を行います。

[勾留通知]

- ・被疑者に私選弁護人が付いていたら勾留通知は弁護人にします。

[当番弁護士・私選弁護人選任申出の連絡]

- ・弁護士会あて当番弁護士等の連絡を忘れないようにしてください。質問調書の通知先聴取欄にその旨の付記するようにしてください。
- ・当番弁護士派遣と被疑者国選弁護人選任は並存できるので、被疑者が国選弁護人選任の請求と当番弁護士の依頼をした場合は、弁護士会への連絡と法テラスへの指名通知依頼の両方をしてください。

[検察庁へ記録等の引継]

- ・勾留状等のダブルチェックをして検察庁に記録を引き継ぎます。ダブルチェックは必ず勾留に立ち会った書記官以外の職員がしてください。
- ・勾留の記録を検察庁に引き継いだ後、30分程度経過したら、検察庁に勾留状の点検（執行）が終わったか確認してください。勾留状の執行が終るまでは、訂正印などをもらう可能性もあるため裁判官に待機していただいているので、執行が終わったらその旨を裁判

官に伝えてください。

[被疑者国選弁護人選任手続]

- ・被疑者国選弁護人選任手続のチェック表は [REDACTED]
[REDACTED] チェック表に基づいて手続を進めてください。
- ・勾留の記録を検察庁に引き継ぐ前に被疑者国選弁護人選任手続で必用となる勾留状のコピーを取り、別紙の「被疑事実の要旨」の上部欄外にボールペンで被疑者の名前を記載してください。
- ・法テラスから国選弁護人の指名通知が届いたら必ずその日の内に裁判官に国選弁護人を選任してもらい、翌日回しにしないでください。

○午後5時・・・・・日直業務終了です。

- ・国選弁護人選任手続・同選任の通知の事務等が残っていたら、宿直員に引き継ぎ、くれぐれも残業はしないようにしてください。
- ・勾留質問が午後5時を過ぎる場合は宿直の書記官が立ち会うことになる場合があります。その場合は服装などにも留意する必要がありますので、休日の宿直の方は、念のため家を出る前に裁判所に連絡して、その可能性がないか確認しておいた方がよいと思います。

第2 逃走事故防止・危機管理について

- ・事件記録中に注意を要する被疑者の様子が記載されていたら、検察庁や押送の警察官から状況（具体的には、逮捕後当日からの被疑者の様子、検察官の弁解録取時の様子、被疑者の病歴・投薬されている薬の有無等）を確認し、得た情報は必ず裁判官及び他の日直員と共有してください。対応に迷ったときは庶務課長、訟廷管理官、訟訟主任書記官にも連絡して相談してください。

- ・裁判官の指示で勾留質問の場に警察官を同席させる場合があります。警察官を同席させることになったときは押送の警察官に伝えて対応を依頼してください。



- ・万一事故などが生じた際は、必ずその日のうちに庶務課長、訟廷管理官、刑訟主任書記官に連絡してください。

第3 その他留意事項

- ・受付日付印が正しいか必ず確認してください。特に深夜の令状請求時は日付が変わりますので注意してください。
- ・一般令状・勾留請求の受付日付印には必ず受理時間を記載してください。
- ・勾留状、一般令状ともに裁判所の庁印は不要です。
- ・警察作成の令状請求書には誤記、押印漏れ等がある場合があります。記載事項を鵜呑みにせず令状審査票に従って審査してください。
- ・パソコンの変換ミスにご注意ください。
- ・一般令状、勾留状などは必ずダブルチェックをして複数の目で確認してください。
- ・次の宿日直員への引継は確実に行ってください。

第4 最後に

- ・日直員は、勾留請求処理のほか一般令状処理、郵便処理、庁内巡視などの多くの業務を [] 名で行うことになります。役割分担をしながら速やかに当直事務を終了できるよう心がけてください。

・宿日直の割当てを受けた方は書記官だけではなく調査官や事務官の方も可能な限り事前に研修（[REDACTED] 勾留質問見学など）を受けて実際の事務の流れを体験してください。回数は問いません。

以 上